

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しております。ご契約される前に必ずご確認いただき、お申込みくださるようお願い致します。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。契約内容の詳細につきましては「手足技賠償責任共済約款」をご参照ください。ご不明な点については本会までお問い合わせください。

(1) 商品のしくみ

この共済は、会員の方が行った無憂扇きゅう施術により、お客様の身体に障害が発生したことまたはお客様の財物に損壊が発生したことにより、お客様に対し法律上の損害賠償責任を負われたときに保障を行うものです。

(2) 共済金をお支払いする場合

「手足技賠償責任共済」

以下の事由により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して共済金をお支払いします。

- ①被保険者が日本国内において無憂扇きゅう施術を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、施術対象者に身体障害が発生したこと。
- ②被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設もしくは設備または無憂扇きゅう施術に付随する業務の遂行によって生じた偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、またはその財物を滅失、き損もしくは汚損したこと。

(3) 共済金をお支払いできない主な場合

以下の賠償責任については、お支払いの対象とはなりません。

- ①被共済者の故意による賠償責任
- ②戦争、変乱、暴動等に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、津波等の自然変象に起因する賠償責任
- ④被共済者の親族に対する賠償責任
- ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ⑥施術の結果を保証することにより、加重された賠償責任
- ⑦海外で行った施術に起因する賠償責任
- ⑧骨格構造・神経系統に直接損傷のない身体障害についての賠償責任
- ⑨医療機関による原因の特定がされていない身体障害についての賠償責任
- ⑩国家資格を有するものが行った施術に起因する損害賠償責任 等

(4) 共済期間

本共済の共済期間は1年間となります。本会またはご契約者から共済契約を更新しない旨の意思表示がされない場合は、翌年度の共済掛金が振り替えられたことを条件に共済期間は自動更新され、以後も同様となります。

(5) お支払いする共済金の額（支払限度額）

| 手足技賠償責任保障 | 共済金額（支払限度額） |
|-----------|---------------------------|
| 対人事故 | 1事故 5,000万円（年間：5,000万円限度） |
| 対物事故 | 1事故 500万円（年間：500万円限度） |

(6) 共済掛金について

本共済の共済掛金の払込方法は年払い（**18,000円**）となります。

共済掛金の払込経路はご契約者指定の口座からの口座振替による方法となります。お申込時に所定の口座振替依頼書に引落口座等をご記入いただき、金融機関お届け印をご捺印のうえ、本会にご提出ください。

(7) 解約返戻金および配当金

本共済を解約された場合の返戻金および本共済の配当金はございません。

- ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しております。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願い致します。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。契約内容の詳細につきましては「手足技賠償責任共済約款」をご参照ください。ご不明な点については本会までお問い合わせください。

(1) クーリングオフ（契約申込の撤回等）

ご契約のお申し込み後であっても、申込日または本書面を受領した日から、その日を含めて8日以内であればご契約の撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。クーリングオフをご希望の場合には書面にて本会にその旨をご連絡ください。ご契約のクーリングオフをされた場合には、本会は既に受け取った共済掛金があるときは、それを全額を返還致します。

(2) 告知義務・通知義務

①告知義務

ご契約者には、ご契約時に本会に重要な事項を正確に申し出ていただく義務（告知義務）があります。申込書等の提出書類の記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできない場合があります。

②通知義務

ご契約者には、ご契約時に提出いただいた書類の記載事項について変更が生じたときは、その内容を本会に申し出ていただく義務（通知義務）があります。書類の記載事項に変更が生じたときはただちに本会に通知してください。ご通知がない場合には、変更の後に生じた事故による損害については共済金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

(3) 責任開始期

本共済の保障は、初回共済掛金が振り替えられたことを条件に、初回共済掛金の振替日の翌月1日（共済期間開始日）より開始します。

※初回共済掛金が振替予定日に振り替えられず「(5) 共済掛金の払込猶予期間と契約の取扱」記載の払込猶予期間内に払い込まれた場合においても、当初の振替予定日の翌月1日より、共済期間および保障は開始します。

(4) 共済金をお支払いできない主な場合

『「契約概要」(3) 共済金をお支払いできない主な場合』に記載されておりますので、ご確認ください。

(5) 共済掛金の払込猶予期間と契約の取扱

共済掛金につきましては、振替予定日から3カ月間の払込猶予期間（7/27が振替予定日の場合は10/27迄）があります。

①初回共済掛金が払込猶予期間内に払い込まれない場合は、共済契約は無効となります。

②更新契約の共済掛金が払込猶予期間内に払い込まれない場合は、共済契約は更新されないものとし、更新前契約の満了日をもって、共済契約は終了します。

(6) セーフティネットについて

本共済は保険業法の適用の対象外となる、任意共済です。したがって、本会が万一破綻した場合においても、保険契約者保護機構による資金援助等の措置はございません。本会は独自に、保障内容の定期的な見直しの実施や再共済契約を締結することにより、共済金のお支払いを確保する為の措置を講じております。

(7) 事故発生時の手続き

①事故が発生した場合には、ただちに本会までご連絡ください。所定の事故報告書をご提出いただきます。

②示談交渉等を行う場合は、必ず事前に本会にご相談ください。

③共済金のご請求にあたっては、本会所定の書類をご提出いただきますので、本会にお問い合わせください。

本共済に関するお問い合わせ・ご相談窓口

無憂扇共済会事務局

〒870-0275 大分県大分市宮河内ハイランド11-11

TEL.FAX：097-507-0804